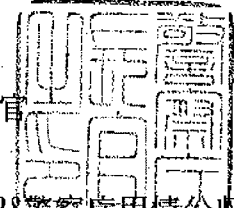


行政文書開示決定変更通知書

特定非営利活動法人
情報公開クリアリングハウス
理事長 三木 由希子 様

警察庁長官



2016年5月15日付けの行政文書の開示請求(平成28年5月17日付け平28警察庁甲情公収第81号)については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)第9条第1項に基づき行った原処分(平成28年7月15日付け平28警察庁甲情公発第81-2号)の変更決定(令和4年4月28日付け平成28警察庁甲情公発第81-7号)を行ったところですが、令和5年5月17日付け東京高等裁判所判決(令和4年(行コ)第31号警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求控訴事件)及び令和7年6月3日付け最高裁判所判決(令和5年(行ヒ)第335号)の内容を踏まえた結果、変更決定を行った122件のうち96件の保有個人情報管理簿につき、すでに開示済みの部分に加え、下記のとおり、新たに一部を開示することとしたので通知します。

記

- 開示する行政文書の名称
保有個人情報管理簿
- 新たに開示する部分
別紙のとおり
- 開示の実施の方法等
(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料(*)
A 4 判文書 100枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円	0円
	②複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	1,000円	0円
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、当該文書1枚ごとに10円を加えた額(CD-R1枚)	1,100円	0円

* 平成28年7月15日付け平28警察庁甲情公発第81-2号による開示決定に係る文書の開示の際に、開示実施手数料をお支払いいただいているため、実際にお支払いいただく開示実施手数料は無料になります。

(2) 開示の実施の申出

開示の実施を受けるためには、法第14条第2項等の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を下記連絡先までご提出ください(「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法等については、同封の説明事項等をご参照ください。)

(3) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：9月29日から10月31日まで(行政機関の休日を除く。)9:30~12:00及び13:00~17:00

場所：千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 警察庁情報公開・個人情報保護室

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数

日数：開示の実施の方法に係る申請書の提出があった日から1週間後までに発送予定

4 連絡先

- ・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
- ・担当係 警察庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室・電話番号 03(3581)0141 内線2188
- ・担当者名 佐藤
- ・E-mail koukai@npa.go.jp

別紙

2 新たに開示する部分

文書番号 (注1)	頁 (注2)	開示する部分
1	2枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
2	4枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
3	6枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
4	8枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
5	9枚目	「備考」欄
6	10枚目	「備考」欄
7	11枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
8	12枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
9	13枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
10	14枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
11	15枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
12	16枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
13	17枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
14	18枚目	「備考」欄
15	19枚目	「備考」欄
16	20枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
17	21枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
18	22枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
19	23枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
20	24枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
21	26枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容及び「5 その他」の本文1行目行頭から「にデータ保存し、」の前までを除く。）
22	27枚目 28枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容及び「5 その他」の本文1行目行頭から「にデータ保存し、」の前までを除く。）
23	29枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容及び「5 その他」の本文1行目行頭から「にデータ保存し、」の前までを除く。）
24	30枚目 31枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容及び「5 その他」の本文1行目行頭から「にデータ保存し、」の前までを除く。）

60	69枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
61	70枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
62	71枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
63	72枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
64	73枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
65	74枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
66	75枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
67	76枚目	「備考」欄（2行目「・ 名称を「暴力団等情報ファイル」から」の後から3行目「に変更」の前までを除く。）
68	77枚目	「備考」欄（2行目「・ 名称を「組織犯罪情報ファイル」から」の後から3行目「に変更」の前までを除く。）
69	79枚目	「備考」欄（「(4) 保存すべき場所」の内容を除く。）
70	80枚目	「備考」欄（「(4) 保存すべき場所」の内容を除く。）
71	81枚目	「備考」欄（「(3) 保存すべき場所」の内容を除く。）
72	82枚目	「備考」欄（「4 保管すべき場所」の内容、「※ 平成26年7月8日、」の後から「から名称変更」の前まで及び「担当」の内容を除く。）
73	83枚目	「備考」欄（「4 保管すべき場所」の内容、「※ 平成26年7月8日、」の後から「から名称変更」の前まで及び「担当」の内容を除く。）
74	84枚目	「備考」欄（「4 保管すべき場所」の内容を除く。）
75	85枚目	「備考」欄（「4 保管すべき場所」の内容を除く。）
76	86枚目	「備考」欄（「4 保管すべき場所」の内容を除く。）
77	87枚目	「備考」欄（「4 保管すべき場所」の内容及び「5 その他」の（2）の1行目「平成26年7月8日、」の後から2行目「から名称変更。」の前までを除く。）
78	88枚目	「備考」欄（「4 保管すべき場所」の内容及び「5 その他」の（2）の1行目「平成26年7月8日、」の後から2行目「から名称変更。」の前までを除く。）
79	89枚目	「備考」欄（「4 保管すべき場所」の内容及び「5 その他」の（2）の1行目「平成26年7月8日、」の後から2行目「から名称変更。」の前までを除く。）
80	90枚目	「備考」欄（「4 保管すべき場所」の内容及び「5 その他」の（2）の1行目「平成26年7月8日、」の後から2行目「から名称変更。」の前までを除く。）

81	91枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
101	111枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
102	112枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
103	113枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
104	114枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
105	115枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
106	116枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
107	117枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
108	118枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
109	119枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
110	120枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
111	121枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
112	122枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
113	123枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
121	131枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）
122	132枚目	「備考」欄（「4 保存すべき場所」の内容を除く。）

注1 一部開示決定に係る保有個人情報管理簿122件を便宜上整理しやすいように番号を振ったものである（なお、かかる番号は、令和5年5月17日付け東京高等裁判所判決（令和4年（行コ）第31号警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求控訴事件）の別紙記載の文書番号と同様である。）。

注2 新たに開示する部分が上記保有個人情報管理簿122件全体の何枚目に当たるかを示したものである。

行政文書の開示の実施方法等申出書

警察庁長官 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号： ()

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定変更通知書の番号等

* 日付 令和7年9月24日

* 文書番号 平28警察庁甲情公発第81-8号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
保有個人情報管理簿	A4判文書 100枚	1 閲覧	①全部 ②一部 ()
		2 複写機により白黒で複写したものの交付	①全部 ②一部 ()
		3 スキャナにより電子化 CD-Rに複写したものの交付 (PDF ファイル)	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日 令和 年 月 日

4 「写しの送付」の希望の有無 [有 無 : 同封する郵便切手等の額 0 円]

※ 郵便切手等とは、郵便切手又は情報公開法施行令第13条第4項の規定に基づき総務大臣が定めるこれに類する証票をいいます。

開示実施手数料	
0 円	

* 連絡先

- ・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
- ・担当係 警察庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 電話番号 03(3581)0141 内線2188
- ・担当者名 佐藤 E-mail koukai@npa.go.jp